TOPIC O1

令和7年4月1日から下水道使用料を改定します

下水道事業の経営基盤の強化と受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料が変わります。新使用料は令和7年4月使用分から適用されます。これからも、下水道事業の基盤強化、下水道財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料料金表(2カ月あたり・税抜)

	区分	新使用料	旧使用料
基本使用料		1,940円	1,600円
従量使用料(1㎡から20㎡まで	20円	10円
	20㎡を超え40㎡まで	120円	90円
	40㎡を超え60㎡まで	130円	100円
	60㎡を超え80㎡まで	150円	120円
	80㎡を超え100㎡まで	170円	140円
1 m	100㎡を超え160㎡まで	210円	180円
当	160㎡を超え200㎡まで	220円	200円
たり)	200㎡を超え1,000㎡まで	235円	220円
	1,000㎡を超え2,000㎡まで	250円	240円
	2,000㎡を超え3,000㎡まで	270円	260円
	3,000㎡を超えるもの	290円	280円

計算例 2カ月で36㎡使用した場合

基本使用料	1,940円
従量使用料	1~20㎡ 20円 ×20㎡= 400円 21~36㎡ 120円 ×16㎡= 1,920 円
	小計 4,260円
消費税(10%)	4,260円×0.1= 426 円
	合計 4,686円

本来、下水道事業は下水道を使用している人の使用料で賄うことが原則です。しかし、現状は、その使用料だけで賄うことができず、一般会計からの繰入金などにより補てん(税金で負担)しています。このため下水道を使用している人としていない人との負担の公平性を考え、使用料の見直しを行います。料金早見表などは、町のホームページをご覧ください。